

同等品確認申請について

仕様書中に同等品を認める旨の記載がある物品については、指定品と同等以上の品物(以下「同等品」という。)を選定し、入札に参加することができます。

同等品をもって入札を希望する場合は、下記により、別紙「同等品確認申請書」を提出のうえ許可を受けてください。

なお、事前に確認を受けていない同等品(以下「未確認品」という。)で見積もりを行い、その結果落札者となった場合、「未確認品」で契約を締結することはできませんので、ご注意ください。

記

同等品の定義

同等品とは、指定品と規格(形状、材質、色等)・品質・性能が指定品と同等以上であって、メーカーの既製品を基本とするものであり、価格が概ね指定品と同等程度であるものとします。

同等品の確認

同等品により入札(見積)を希望するときは、**入札日の5日前の 15 時**までに、別紙に同等品の規格や価格等がわかる資料(カタログや仕様書、価格表等)を添付のうえ、企画財政課に提出してください。

なお、指定品が、既に廃番となっている場合も、上記により「同等品確認申請書」を提出してください。

同等品可否決定の通知

企画財政課で取りまとめた「同等品確認申請書」は、物品購入担当課において審査を行い、同等品として認定する場合は同等品確認欄に「○」を、認定しない場合は「×」を記入し、入札日前日の 9 時までに FAX 送信します。

なお、同等品と認められなかった物品をもって、入札することはできませんので、ご注意ください。